

「青少年語学研修派遣事業」選考委員会設置要綱

制定 平成25年5月17日 教育長決定 要綱第6号
改正 平成27年3月25日 教育長決定 要綱第6号
改正 平成28年3月31日 教育次長決定 要綱第39号
改正 平成30年4月9日 教育次長決定 要綱第10号

(目的)

第1条 公益財団法人品川区国際友好協会が主宰する「青少年語学研修派遣事業」の校長推薦枠の推薦対象者を選考するため、「青少年語学研修派遣事業」選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推薦対象者の選考基準の策定をはじめとした選考の実施に関すること。
- (2) 推薦対象者の選考に関すること。
- (3) その他、選考の実施に必要な事項に関すること。

(選考基準)

第3条 選考委員会は、年度ごとに選考基準を定める。

(組織)

第4条 選考委員会は委員長および委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、委員長の職務代理者を副委員長とする。
- 3 委員長は必要に応じて、別表に定める者以外のものを委員に委嘱することができる。

(推薦対象者の決定)

第5条 選考委員会は、選考会を開催し、推薦対象者を決定する。

- 2 選考会は、必要に応じ委員長が召集する。
- 3 選考会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 推薦対象者の決定は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 選考委員会は選考会において決定した推薦対象者を公益法人品川区国際友好協会に推薦する。

(庶務)

第6条 選考委員会の運営に必要な事務を行うため事務局を置く。

- 2 選考委員会の庶務は教育委員会事務局指導課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、選考委員会が定める。

- 附 則 この要綱は、平成25年5月17日から施行する。
附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

別表

委員	職	人数
委員長	品川区教育委員会教育次長	1名
副委員長	品川区教育委員会指導課長	1名
委員	品川区教育委員会指導課統括指導主事	1名
委員	品川区教育委員会指導課指導主事	3名
委員	品川区教育委員会学校地域連携係長	1名
	計	7名